基準４－８

|  |
| --- |
| **４－８　授業科目を共通に開設できる場合の特例**  大学の同一の学科等又は複数の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。 |

◆2021/11/2質問回答集（No.57）

|  |
| --- |
| Ｑ　「共通開設」というのは、実態として同じ時間に同じ教室で実施するということが必要なのか。どのように捉えたらよいか。  Ａ　同一の授業科目名、同一のシラバスであることを想定している。一般的に、学則上、異なる科目として位置付けられている場合（学科によって科目名が異なる等）は、客観的に共通開設であるとは捉えられないことに留意。 |

◆2021/11/2質問回答集（No.58）

|  |
| --- |
| Ｑ  ①現状、既に複数の学科等がそれぞれの学科等で同じ内容の科目を開設している場合、その状態を維持したままの共通開設ということは可能か。  ②例えば、A学科が開設する中学校（社会）の科目を、B学科の高校（地理歴史）の免許申請のための科目として使用することができるか。  Ａ  ①上記No57を満たした上で、同一の共通科目を、複数クラス開設（各学科等の所属学生それぞれに対して開設）するということもあり得る。  ②社会と地理歴史で重なる事項について可能。それを共通開設として行うことも可能であるし、他学科開設科目を自学科開設科目にあてるということも可能。 |

◆2021/11/2質問回答集（No.54）

|  |
| --- |
| Ｑ　教職課程認定基準改正前においては、同一学科等において授業科目を共通開設する場合の特例と、複数の学科等において授業科目を共通開設する場合の特例は組み合わせて適用することはできないと定められていたが（改正前教職課程認定基準4-8と4-9は組み合わせて適用することができない）、改正後は、同一学科等において授業科目を共通開設する場合の特例と、複数の学科等において授業科目を共通開設する場合の特例を組み合わせて適用できると解してよいか。  Ａ　これまでは、教職専門科目の共通開設については、同一学科で共通開設できる特例（旧基準４－８（２））と、複数学科で共通開設できる特例（旧基準４－９（２））が別の基準として設定されていたため、特例を重ねて適用することは不可としていましたが、今回の改正で、これを一本化した（新基準４－８（２））ため、同一学科・複数学科に関わらず共通開設が可能となっています。４－８（２）に基づき、共通開設が可能な範囲で実施していただくことが可能です。 |

◆2021/11/2質問回答集（No.55）

|  |
| --- |
| Ｑ　複数学科等間での共通開設について、幼稚園教諭と養護教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」での共通開設を考えているが、本学の幼稚園の教職課程の科目は、保育士養成課程の科目を併せ行う科目が含まれている。そのような科目についても養護教諭と共通開設及び専任の共通化が可能か。  Ａ　当該保育士養成課程の科目と併せ行う科目が、教職専門科目に位置付けられる科目であれば可能です。 |

■義務教育特例

◆2021/11/2質問回答集（No.61）

|  |
| --- |
| Ｑ　義務教育特例は、中学校の課程認定はあるが小学校の課程認定のない学科（A学科）が、小学校一種の課程認定を受けている学科（B学科）と教科に関する専門的事項や教職専門科目を共通開設するなどして、他の小学校一種免許に必要な科目はB学科で他学科履修をし、中学校一種の教員免許に加えて他学科履修で小学校一種の教員免許を取得することができるという趣旨の改正か。  Ａ　本改正の趣旨としては、小学校の教職課程と中学校の教職課程の科目の開設方法の弾力化により、大学が両方の教職課程を設置することがより可能となることを目的としているが、結果的に学生にとって両方の免許状取得がしやすくなることが想定される。一方で、他学科間での学生の履修の乗り入れが生じることになるため、科目の開設方法での工夫や、全学的に質を担保するための体制の整備等について、十分留意する必要がある。 |

◆2021/11/2質問回答集（No.62）

|  |
| --- |
| Ｑ  ①教育学科中等教育コースにおいて，卒業までに中一免と小一免（または小二免）の両方の取得に必要な単位の修得が実質的に可能である場合，本学の広報媒体で，「本学が指定する条件を満たした上で，コースを越えて所定の単位を修得することにより，小学校教諭二種免許状が取得できる場合もあります。」などと注記することは差し支えないか。  ②教育学科のコース共通科目として「小中教育実習」を開設し，小一免及び中一免の教職課程に共通に開設する教育実習の科目とした場合，教員養成を主たる目的としていない他学科の学生が当該科目を履修することは可能か。  Ａ  ①所属する学科やコース外の履修であること等を明確にした上で、そのような履修指導をすることも考えられる。ただし、履修上の負担等、学生側に誤解が生じない伝え方に留意が必要。  ②可能である（教員養成を主たる目的とした学科と他学科とで、複数学科の共通開設として扱う場合） |

◆2021/11/2質問回答集（No.63）

|  |
| --- |
| Ｑ　中高の教職課程のあるＡ学科で、小学校免許の取得を可能とする場合に、Ｂ学科（教育学科）の小学校教諭養成課程と共通に科目開設するなどによりＡ学科の小学校課程の教員養成カリキュラムを編成し、Ａ学科として小学校課程認定の申請をすることになる、という理解でよろしいか。  Ａ　A学科で小学校免許の課程認定を受けたい場合は、まずはA学科が教員養成を主たる目的とする学科等であることの要件を満たす必要がある。その上で、課程認定を受ける際のカリキュラムの編成において、今回の基準改正で認められた範囲でA学科内の中高の科目や、B学科と共通開設科目を含めて申請することが可能となる。A学科で小学校の課程認定を受けない場合であれば、科目レベルでのB学科との連携（共通科目の設定等）することが可能。 |

|  |
| --- |
| （１）「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目  ⅰ）同一の学科等において複数の教職課程を置く場合  ①「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。 |

|  |
| --- |
| ②「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。  （イ）中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）  （ロ）中学校（社会）と高等学校（地理歴史）  （ハ）中学校（社会）と高等学校（公民）  （二）中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）  （ホ）中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）  （へ）中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）  （ト）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）  （チ）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭  （リ）中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）  （ヌ）中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭  （ル）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）  （ヲ）中学校（技術）と高等学校（情報）  （ワ）中学校（技術）と高等学校（工業）  （カ）高等学校（看護）と養護教諭 |

このように共通開設できる教科・免許種は限定されています。これらの組み合わせ以外では共通開設はできません。

◆手引き別冊Q＆A（No.9）

|  |
| --- |
| Ｑ　1つの学科で複数の免許教科の教職課程認定を受ける場合（例えば、数学と工業）、1つの授業科目を数学と工業の「教科に関する専門的事項」として使用することはできるか。  Ａ　できない。「教科に関する専門的事項」を複数の課程（この場合数学と工業の教職課程）において共通開設できるのは、教職課程認定基準に定められている場合についてのみである。  質問にある場合については、1つの授業科目を数学と工業の両方の教職課程における「教科に関する専門的事項」として共通開設することはできないため、いずれか一方の授業科目とすることが必要である。 |

　令和6年度開設用手引きから追加されたQ＆Aとして次のものがあります。共通開設可能な教科間であっても、関連性のある科目区分同士でないと共通開設できないということが示されました。

◆手引き別冊Q＆A（No.10）

|  |
| --- |
| Ｑ　「教科に関する専門的事項」を共通に開設できる場合の特例（課程認定基準４－８（１）i）②等）について、例えば数学の「代数学」と情報の「情報社会・情報倫理」のように科目区分が異なっている場合でも共通開設は可能か。  Ａ　免許法施行規則上の科目区分が異なることから、それぞれの科目区分で求められる内容も異なるため、上記の組み合わせの場合は共通開設ができない。一方で、例えば、数学の「コンピュータ」と情報の「コンピュータ・情報処理（実習を含む。）」や、社会の「日本史・外国史」と地理歴史の「日本史」又は「外国史」等、科目区分が同様である部分において、授業科目の共通開設が可能である。 |

|  |
| --- |
| ③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。  （イ）小学校の国語と中学校（国語）・高等学校（国語）  （ロ）小学校の社会と中学校（社会）・高等学校（地理歴史）・高等学校（公民）  （ハ）小学校の算数と中学校（数学）・高等学校（数学）  （二）小学校の理科と中学校（理科）・高等学校（理科）  （ホ）小学校の音楽と中学校（音楽）・高等学校（音楽）  （へ）小学校の家庭と中学校（家庭）・高等学校（家庭）  （ト）小学校の体育と中学校（保健）・中学校（保健体育）・高等学校（保健）・高等学校（保健体育）  （チ）小学校の外国語（英語）と中学校（英語）・高等学校（英語）  （リ）小学校の図画工作と中学校（美術）・高等学校（美術）・高等学校（工芸） |

|  |
| --- |
| ⅱ）複数の学科等において複数の教職課程を置く場合  ①「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。  ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。 |

|  |
| --- |
| ②「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。  （イ）中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）  （ロ）中学校（社会）と高等学校（地理歴史）  （ハ）中学校（社会）と高等学校（公民）  （二）中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）  （ホ）中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）  （へ）中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）  （ト）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）  （チ）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭  （リ）中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）  （ヌ）中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭  （ル）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）  （ヲ）中学校（技術）と高等学校（情報）  （ワ）中学校（技術）と高等学校（工業）  （カ）高等学校（看護）と養護教諭 |

|  |
| --- |
| ③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。  （イ）小学校の国語と中学校（国語）・高等学校（国語）  （ロ）小学校の社会と中学校（社会）・高等学校（地理歴史）・高等学校（公民）  （ハ）小学校の算数と中学校（数学）・高等学校（数学）  （二）小学校の理科と中学校（理科）・高等学校（理科）  （ホ）小学校の音楽と中学校（音楽）・高等学校（音楽）  （へ）小学校の家庭と中学校（家庭）・高等学校（家庭）  （ト）小学校の体育と中学校（保健）・中学校（保健体育）・高等学校（保健）・高等学校（保健体育）  （チ）小学校の外国語（英語）と中学校（英語）・高等学校（英語）  （リ）小学校の図画工作と中学校（美術）・高等学校（美術）・高等学校（工芸） |

|  |
| --- |
| ④　①から③による授業科目の共通開設を行う場合は、４－３（２）及び４－４（２）により開設する授業科目と合わせ、中学校教諭の教職課程にあっては施行規則第４条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとし、高等学校教諭の教職課程にあっては施行規則第５条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとする。 |

|  |
| --- |
| （２）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」  ⅰ）以下に掲げる科目については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。  ① 教育の基礎的理解に関する科目  ② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）（小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程においては教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分）又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分 |

■教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）（小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程においては教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分）

◆2021/11/2質問回答集（No.1）

|  |
| --- |
| Ｑ　幼稚園課程の各科目に含める必要事項は「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」となっており、小・中・高のICT事項科目とは事項名が異なるが、授業科目名称を小・中・高と同じ「教育方法及び技術(情報通信技術の活用を含む）」とし、幼と小で共通開設することは可能でしょうか。  Ａ　幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭免許状における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、小・中・高の事項名と異なるが、従前の事項においては事項名・コアカリキュラムともに同一であったことに鑑み、幼・養護・栄養の課程においても、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の内容を満たした上で、ICT事項に係る内容の1単位以上の授業時間の確保がシラバス上で確認できる場合には、小・中・高と共通開設が可能。 |

◆2021/11/2質問回答集（No.5）

|  |
| --- |
| Ｑ  （1）「教育の方法及び技術」を従来の情報機器及び教材の活用を含む内容で2単位開設すれば、「教育の方法及び技術」（小学校用）と「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」（幼稚園用）の共通開設は可能か。（なお、ICT事項科目は１単位で別途新設し、小必修、幼選択を想定）  （2）中・高と養護においても（1）と同様にすることは可能か。  Ａ　（1）（2）ともに可能ですが、共通開設とするならば授業科目名・シラバスを共通にする必要があります。 |

◆2021/11/2質問回答集（No.7）

|  |
| --- |
| Ｑ　ICT事項科目改正に伴い、中高免許の課程に新科目を追加するが、従来の「教育方法論」はそのまま開設したい。その場合の「教育方法論」は、中・高、養護教諭、栄養教諭で共通開設することは可能か。  Ａ　ご質問の場合、「教育方法論」の授業内容が従来の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のコアカリキュラムを満たすものとして開設され、かつ、中高の課程には新たな授業科目（ICT事項科目）の履修を追加で求めるのであれば、「教育方法論」は中・高・養・栄で共通開設が可能。 |

|  |
| --- |
| ⅱ）道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の以下に係る部分については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。  ① 総合的な学習の時間の指導法（高等学校教諭においては総合的な探究の時間の指導法。養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間に係る部分に限る。）  ② 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の特別活動に係る部分に限る。）  ③ 生徒指導の理論及び方法 |

|  |
| --- |
| ⅲ）道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。以下「道徳の理論及び指導法」という。）（養護教諭及び栄養教諭においては道 徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の道徳に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。 |

|  |
| --- |
| ⅳ）道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（進路指導及び キャリア教育の理論及び方法に係る部分に限る。以下「進路指導及びキャリア教育の理論及び方 法」という。）については、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設 することができる。 |

|  |
| --- |
| ⅴ）教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。以下「教育実習」という。）及び教育実 習に含めることとする学校体験活動については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程、小学校 教諭及び中学校教諭の教職課程又は中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設する ことができる。ただし、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程で共通に開設する授業科目を幼稚園教諭又は高等学校教諭の教職課程と共通に開設することはできない。 |

|  |
| --- |
| ⅵ）教育実践に関する科目の教職実践演習に係る部分については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学 校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。 |

◆2021/11/2質問回答集（No.64）

|  |
| --- |
| Ｑ　義務教育特例を適用した場合の教員養成カリキュラムの教育実習（小中教育実習）の共通化の例を具体的にお示しいただきたい。  Ａ　中学校の教職課程のある学科等は、高校の教職課程も併せて有するケースが多いと思わるため、例えば、実習本体部分の4単位のうち、2単位ずつ共通化を図ることが考えられる（例：小・中共通を2単位、中・高共通を2単位、小単独2単位）。 |

|  |
| --- |
| ⅶ）「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及 び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。 また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。  ① 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法  ② 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法  ③ 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法  ④ 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法  ⑤ 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法  ⑥ 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法 |

|  |
| --- |
| ⅷ）「各教科の指導法」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組 み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。  ①小学校の国語と中学校（国語）  ②小学校の社会と中学校（社会）  ③小学校の算数と中学校（数学）  ④小学校の理科と中学校（理科）  ⑤小学校の音楽と中学校（音楽）  ⑥小学校の家庭と中学校（家庭）  ⑦小学校の体育と中学校（保健）又は（保健体育）  ⑧小学校の外国語（英語）と中学校（英語）  ⑨小学校の図画工作と中学校（美術） |

◆2021/11/2質問回答集（No.60）

|  |
| --- |
| Ｑ　基準4-8（２）vi）で「各教科の指導法に関する科目」の共通開設について，小・中間で可能で，中・高間で可能ということは小・中・高間で可能ということでしょうか（基準4-8（２）v）の教育実習の箇所では，ただし書きによる打ち消しがあるが，vi）ではないので可能と読むこともできる）。  Ａ　中高の各教科の指導法の特例（ⅶ）と、小中の各教科の指導法の特例（ⅷ）はそれぞれ別の取扱いであり、かつ、共通で実施できる内容として科目内容を構成した場合である（このため、既存科目をどちらにも使えるという趣旨ではなく、共通開設にふさわしいシラバスの内容に見直すことが必要）。今回の改正においては、小中高での各教科の指導法の共通開設までは認めていない。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.214）

|  |
| --- |
| Ｑ　小学校の各教科の指導法と幼稚園の保育内容の指導法について、「同一学科等において授業科目を共通に開設することができない」こととなっているが、免許法施行規則では保育内容の指導法の単位のうち、半数までは小学校の各教科の指導法等の単位をもってあてることができることとなっている。  あくまで単位の流用の規定であるため、小学校の各教科の指導法のうち、国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育については、保育内容の指導法と共通に開設し、当該科目に配置した専任教員は幼稚園と小学校の両方においてそれぞれ専任教員としてカウントすることはできないという理解でよいか。  Ａ　御質問のとおり、小学校の「各教科の指導法」と幼稚園の「保育内容の指導法」は共通開設できない。また、同一の教員が両方の課程の科目を担当している場合であっても、それぞれの課程の専任教員になることはできない。 |

　それぞれの課程の科目を担当することは業績があれば可能ですが、科目を担当できることと専任教員として扱うことができることは別です。

|  |
| --- |
| （３）「複合科目」  「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、４－８（２）ⅶ） に準じて取り扱うものとする。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （４）教職専任教員の配置  ⅰ）同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合  教科及び教科の指導法に関する科目、「複合科目」、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる。  なお、短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要教職専任教員数に ついては、次の表の第一欄に掲げる４－１（３）、４－２（４）の規定中、同表第二欄に掲げる字句 を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。 | | | | |
|  | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |  |
|  | ４－１（３） | （右欄）  合計３人以上 | 合計２人以上 |  |
|  | ４－２（４） | ①～⑤で合計８人以上 とする。 | ①～⑤で合計７人以上 とする。 |  |
|  | | | | |

◆2021/11/2質問回答集（No.56）

|  |
| --- |
| Ｑ　2つの学科等があり、それぞれ別の教職課程を有している場合、一方は通信教育課程のみの学科等でも、複数の学科等における教職専門科目の共通開設の範囲に含まれるか。  （例）・A学科（通学課程）（通信教育課程） ①幼稚園教諭二種  ・B学科（通信教育課程） ②幼稚園教諭二種  上記の場合も、①②間で共通開設が可能と考えてよろしいか。  Ａ　共通開設は可能であるが、A学科において課程認定基準１０を適用し、通学課程の専任教員を通信教育課程にあてている場合は、課程認定基準４－８（４）の特例を重ねて適用する（A学科の教職課程で通学課程及び通信課程で専任教員とし、さらにB学科の教職課程において専任教員とする）ことはできませんのでご留意ください。 |

|  |
| --- |
| ⅱ）複数の学科等において複数の教職課程を置く場合  ３（７）の規定にかかわらず、以下の場合は、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることができる。  ①「教科に関する専門的事項」  「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員（ただし、中学校教諭の教職課程にあっては４－３（５）ⅰ）表及び高等学校教諭の教職課程にあっては４－４（５）ⅰ）表に定める必要教職専任教員数の半数（うち１人は教授）以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者でなければならない。）  ②「各教科の指導法」、「複合科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員 |

◆手引きQ＆A（No.79）

|  |
| --- |
| Ｑ　中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教育の基礎的理解に関する科目等」などの必要専任教員数について、教職課程認定基準において「大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて」とあるが、一の学科において開設している科目を他の学科でも履修するようにしている場合、必要専任教員数を算出するにあたっては、科目を開設している学科の定員を基準とするのか、科目を履修する学科すべてを合計した定員を基準として算出するのか。また、一の学科に所属する専任教員のみをもって、それぞれの課程における必要専任教員数を満たしているといえるのか。  Ａ　共通に履修することとなる教職課程を置いている学科等すべての入学定員の合計数を基準として算出する。なお、学則上は一の学科にのみ位置付けられている「教育の基礎的理解に関する科目等」などを他学科でも履修させるようにしている場合であっても、教職課程認定上は、複数の課程で共通の授業科目を開設していると考えるため、教職課程認定基準4－9（4）より、一の学科に所属する専任教員のみをもって、それぞれの課程における必要専任教員数を満たすことは可能である。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.324）

|  |
| --- |
| Ｑ　「複合科目」を担当する専任教員は「教科に関する専門的事項」の専任教員に含めることができるとある。例えば、中一種免（社会）の「複合科目」を5学科で共通開設する場合、一人の教員を5学科すべての中一種免（社会）の「教科に関する専門的事項」の専任教員に含めることができると理解して問題ないか。  Ａ  課程認定基準4－8及び4－9に定めるとおり、それぞれの課程において専任教員とすることができる。  ただし、課程認定基準4－3及び4－4に定めるとおり、必要専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とする必要がある。 |